

あかしオレンジサポーター協力事業所制度運用要領

(目的)

第1条 本制度は、企業・団体に対して、明石市の認知症施策への積極的な参画及び官民連携による地域理解の促進、従業員等への認知症サポーター養成講座の受講の促進を図ることにより、認知症にやさしいまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(支援)

第2条 明石市は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認知症サポーター養成講座開催のための支援
- (2) 認知症施策に関する情報等の発信
- (3) その他目的達成に必要と認めること

(登録要件)

第3条 本制度の登録にあたっては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本制度の目的に賛同しこの要領を遵守する、市内に本店、支店、事業所等の活動拠点を有し、市内で事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主又は教育機関（以下「企業等」という。）であること。
- (2) 認知症サポーター養成講座を受講した者が企業等内に複数名いること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう、以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業等でないこと。
- (4) その他公序良俗に反する活動をしていないこと。

(申請方法)

第4条 本制度の登録を申請する企業等は、登録申請書及びその他添付書類（以下「申請書等」という。）に必要な事項を記載の上、明石市に提出するものとする。

(登録認定の通知)

第5条 明石市は、登録が決定した後、登録が決定した企業等（以下「登録企業等」という。）に対し、登録認定の通知及びステッカーを交付する。

(登録内容の変更)

第6条 申請書等の内容に変更が生じたときは、登録企業等は、明石市に速やかに報告するものとする。

(登録の解除)

第7条 登録企業等は、本制度の登録の解除を申し出ることができる。

2 明石市は、登録企業等が次の各号のいずれかに該当する場合、登録企業等の登録を解除することができる。

- (1) 第3条を満たしていないことが確認されたとき。
- (2) この要領に違反又は本制度の信用を著しく害したとき。
- (3) 本制度の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき。

(4) その他市長が登録の解除が適当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか本制度に関して必要な事項は、明石市が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。